

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策救急等医療提供体制確保事業実施要綱

令和 4年 6月 6日
保健医療部長 決裁

1 目的

この事業は、新型コロナウイルス感染症対策救急等医療提供体制整備事業を実施する医療機関に対して補助金を交付し、新型コロナウイルス感染症陽性患者を受け入れながらも救急又は周産期の医療体制を提供する医療機関を確保することにより、地域において円滑な救急医療提供体制、小児救急医療提供体制、周産期医療提供体制を構築することを目的とする。

2 事業内容

(1) 救急医療提供体制確保事業

ア 目的

この事業は、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れながら救急医療提供体制を確保する県内の医療機関に対して、医療従事者の確保や資機材の整備等に必要な費用を助成することにより、受入体制の両立を図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協その他知事が認める者とする。

ウ 対象施設

補助対象とするのは次の（ア）及び（イ）を満たすものとする。

（ア）新型コロナウイルス感染症患者の受入れに対応する医療機関であること。

（イ）救命救急センターの指定を埼玉県から受けていること。

エ 事業内容

（ア）救急医療従事者の新たな確保又は手当等による処遇改善

（イ）救急医療の機能拡充に要する医療機器の確保

（ウ）その他救急医療提供体制の強化に要する事業

オ 留意事項

対象経費となる職員基本給、職員諸手当、非常勤職員諸手当は、エの（ア）により支給されたものに限る。

カ 経費の負担等

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、埼玉県新型コロナウイルス感染症対策救急等医療提供体制整備事業交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

（２）小児救急医療提供体制確保事業

ア 目的

この事業は、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れながら小児救急医療提供体制を確保する県内の医療機関に対して、医療従事者の確保や資機材の整備等に必要な費用を助成することにより、受入体制の両立を図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協その他知事が認める者とする。

ウ 対象施設

補助対象とするのは次の（ア）及び（イ）を満たすものとする。

（ア）新型コロナウイルス感染症患者の受入れに対応する医療機関であること。

（イ）小児救命救急センターの指定を埼玉県から受けていること。

エ 事業内容

（ア）小児救急医療従事者の新たな確保又は手当等による処遇改善

（イ）小児救急医療の機能拡充に要する医療機器の確保

（ウ）その他一般の小児救急医療提供体制の強化に要する事業

オ 留意事項

対象経費となる職員基本給、職員諸手当、非常勤職員諸手当は、エの（ア）により支給されたものに限る。

カ 経費の負担等

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、埼玉県新型コロナウイルス感染症対策救急等医療提供体制整備事業交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

(3) 周産期医療提供体制確保事業

ア 目的

この事業は、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れながら周産期の医療提供体制を確保する県内の医療機関に対して、医療従事者の確保や資機材の整備等に必要な費用を助成することにより、受入体制の両立を図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協その他知事が認める者とする。

ウ 対象施設

補助対象とするのは次の（ア）及び（イ）を満たすものとする。

- （ア）新型コロナウイルス感染症患者の受入れに対応する医療機関であること。
- （イ）総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、新生児センターのいずれかの指定又は認定を埼玉県から受けていること。

エ 事業内容

- （ア）周産期医療従事者の新たな確保又は手当等による処遇改善
- （イ）周産期医療の機能拡充に要する医療機器の確保
- （ウ）その他周産期医療提供体制の強化に要する事業

オ 留意事項

対象経費となる職員基本給、職員諸手当、非常勤職員諸手当は、エの（ア）により支給されたものに限る。

カ 経費の負担等

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、埼玉県新型コロナウイルス感染症対策救急等医療提供体制整備事業交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

附 則

この要綱は令和4年6月6日から施行する。